

中川村公告第20号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

平成26年10月17日

中川村長 曾我逸郎

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.6	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

総括表① 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203866	長野県	中川村	-	-	6.6	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	2,435,226	136,931	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名

長野県中川村

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	278,285	11.4
小 計		278,285	11.4
標準財政規模		2,435,226	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.42	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	28,856	1.2
	介護保険事業特別会計	4,742	0.2
	後期高齢者医療特別会計	22	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	239,474	9.8
法 非 適 用 企 業	公共下水道事業特別会計	590	0.0
	農業集落排水事業特別会計	731	0.0
合 計		552,700	22.7
標準財政規模(再掲)		2,435,226	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-22.69	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 長野県中川村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	424,326			249,387	30,790	7,497		2,691	42,174	128,684	328,383	46,306
平成24年度	388,453			234,633	31,185	6,571			41,301	128,704	327,622	41,557
平成25年度	386,747			224,304	26,087	5,034			38,658	128,764	353,766	33,133

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成23年度	118		567,969	1,707,256	144,578
平成24年度	118		560,807	1,705,982	135,776
平成25年度	117		562,062	1,736,233	136,931

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成23年度	8.73169
平成24年度	6.52297
平成25年度	4.66475

実質公債費比率(3カ年平均)
6.6

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)	
平成23年度					6,601			95	801	
平成24年度					5,996				575	
平成25年度					4,612				422	

総括表④ 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名

長野県中川村

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
3,487,907	17,153	2,365,547	136,037	746,803	0	0	0	0	0	0

(分母比)

185

1

126

7

40

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
1,758,963	0	0	5,536,235

(分母比)

94

294

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	
6,753,447	7,295,198	-541,751	
359	388	-29	
=			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	将来負担比率 (%)
2,435,226	554,438	1,880,788	-
130	30	100	-28.8

中川村公告第21号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、平成25年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成26年10月17日

中川村長 曾我逸郎

平成25年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

## 中川村の平成25年度決算に基づく健全化判断比率などについて

平成26年10月17日 中川村

平成25年度中川村決算において、指標を算定しましたので、本書において概要など報告します。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業における資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から算定・公表が義務づけられた指標です。

この指標のうち、一つでも早期健全化基準以上となる場合には、自主的な改善をするため「財政健全化計画」を策定する必要があります。また、財政再生基準以上の数値となった場合には「財政再生計画」を策定し、国の関与を受け、確実な再生を図るものとされています。

これらの健全化判断比率については、今後数年間の経過や類似団体の状況を総合的に検討することで、どの程度の水準が適当か判断することとなります。

### I 算定結果の概要

中川村の健全化判断比率及び資金不足比率については、国が定めた早期健全化基準からすると、これを下回っており「健全」という状況です。

しかし、従来からの財政指標である財政の硬直化を示す経常収支比率、人件費・扶助費・公債費の割合を示す義務的経費割合や経常的経費割合は、建設関連事業など臨時的なハード事業の減少も原因の一つと考えられますが、依然高い傾向にあります。

#### (1) 村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化・財政再生基準」に該当しませんでした。

#### 健全化判断比率

単位：％

指 標	中川村数値			早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	備 考
	25年度 決算	24年度 決算	23年度 決算			
実質赤字比率	-	-	-	15.0	20.0	黒字のため数値なし
連結実質赤字比率	-	-	-	20.0	30.0	〃
実質公債費比率	<b>6.6</b>	<b>7.9</b>	<b>9.6</b>	25.0	35.0	
将来負担比率	-	-	<b>5.9</b>	350.0		マイナス算定のため数値なし

#### (2) 公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業における資金不足比率は、いずれの公営企業も「経営健全化基準」に該当しませんでした。

#### 公営企業における資金不足比率

単位：％

指 標	中川村数値			経 営 健全化 基 準	備 考
	25年度 決算	24年度 決算	23年度 決算		
資金不足比率	-	-	-	20.0	資金不足額がないため数値なし

## II 算定の明細

### (1) 実質赤字比率

#### 【算定結果】

**数値なし**（早期健全化基準15.0%・財政再生基準20.0%）

#### 【比率の意味】

一般会計など（中川村の場合、一般会計のみ）の決算で実質赤字がある場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す指標

#### 【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等(一般会計)における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ※実質赤字額

歳入決算額から歳出決算額を引いた額(形式収支)から翌年度への繰越財源を引いた額

#### ※標準財政規模

標準的な村税収入、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の計

#### 【考察】

現在の収支バランスが確保できれば、実質赤字が生じる可能性は低いと考えられます。

ただし、当村の財政規模から、村税、交付税や国県支出金など歳入の大半を構成する費目の微少な減少でも歳入決算額に大きく影響します。歳出執行規模により赤字決算に転じることもあることから、より一層の財源確保を念頭に事業実施する必要があります。

### (2) 連結実質赤字比率

#### 【算定結果】

**数値なし**（早期健全化比率20.0%・財政再生基準30.0%）

#### 【比率の意味】

中川村の全会計を連結して実質赤字額（又は資金不足額）がある場合、その赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す指標

#### 【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額の合算数値}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ※資金不足額

公営企業法適用会計分（上水道事業会計）

流動負債が流動資産を上回っている額から解消可能な資金不足額を引いた額

公営企業法非適用会計分（国保・介護・後期高齢・公共下水道・農集排事業会計）

実質的な決算赤字額から解消可能な資金不足額を引いた額

#### 【考察】

国民健康保険事業特別会計をはじめとする保険3会計、下水道2会計や水道事業会計で構成する特別会計においても、実質赤字や資金不足は生じていません。

ただし、各会計の歳入歳出は、保険税や使用料などの自主財源のみで収支の均衡が図られている訳ではなく、一定のルールに基づく一般会計からの繰入金も含め運営しています。財源の確保を含め、よりバランスのとれた財政運営が必要です。



(3) 実質公債費比率

【算定結果】

6.6% (早期健全化比率25.0%・財政再生基準35.0%)

【比率の意味】

単年度の収支を基にした財政指標（フロー指標）で、一般会計などの公債費（借金の返済費用）、公債費に準じた繰出金などが標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

この指標は、すでに平成17年度決算から地方債の発行許可制度で運用されていましたが、財政健全化法の施行に合わせて健全化判断比率の一つとなりました。

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3ヵ年平均}$$

※準元利償還金

特別会計への繰出金、一部事務組合・広域連合への負担金で借金の返済に充てた部分、翌年度以降に支払が確定している債務のうち公債費に準ずる額を足した額

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の算定上、標準的な財政需要として算入される公債費の額

○計算式の元利償還金・準元利償還金実負担額の内訳（指標の分子全体の額）

年度	一般会計	上水、公共、農林	一部事務組合	債務負担	計	単年比率	実質公債費比率
H23	5,096万円	7,440万円	3,079万円	750万円	1億6,365万円	8.7%	6.6%
H24	1,941万円	6,437万円	3,119万円	657万円	1億2,154万円	6.5%	
H25	△580万円	6,241万円	2,609万円	503万円	8,773万円	4.7%	
H25割合	△6.6%	71.1%	29.7%	5.8%	100.0%		

○計算式の標準財政規模から基準財政需要額算入額を控除した額（指標の分母の額）

年度	標準財政規模①	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額②	計 ①－②
H23	24億1,980万円	5億4,567万円	18億7,413万円
H24	24億 256万円	5億3,930万円	18億6,326万円
H25	24億3,523万円	5億5,444万円	18億8,079万円

【考察】

7.9%から6.6%と1.3%健全化されました。

元利償還金・準元利償還金実負担額（分子要因）については、全体的に減少傾向にあります。特に、一般会計分の償還金では、ここ数年の繰上償還の影響により、実償還額を過疎債等基準財政需要額として算入される額が上回り、実負担額が大きく減少となりました。しかし、近年、元金償還額を超える起債を発行していることから、今後、実償還額が増えることに注視する必要があります。また、上水道等公営企業関連の公債費も維持管理中心の事業構成により減少してきていますが、今後、浄水場や管路の老朽化による更新時期が到来することを見込んだ計画的な事業の組み立てと、より効率的な財政運営が必要です。

(4) 将来負担比率

【算定結果】

数値なし（早期健全化基準350.0%）

【比率の意味】

年度末残高を基にした財政指標（ストック指標）で、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

○計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○計算式の将来負担額の内訳（指標の分子の将来負担額）

項目	25年度決算	24年度決算	増減	主な内容など
一般会計などの地方債残高	34億8,791万円	35億3,330万円	△4,539万円	年度末の現在高
債務負担行為による支出予定額	1,715万円	2,842万円	△1,127万円	㈱上伊那福祉協会ほか
公営企業債残高のうち一般会計負担分	23億6,555万円	25億6,677万円	△2億 122万円	水道、公共下水、農集排
広域連合などの起債残高のうち負担分	1億3,604万円	1億5,500万円	△1,896万円	上伊那広域連合、伊南行政組合
退職手当負担見込額	7億4,680万円	7億3,570万円	1,110万円	一般会計で負担する全職員分
設立法人の負債額など負担見込額	—	—	—	土地開発公社、第三セクター
連結実質赤字額	—	—	—	赤字額なし
組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—	負担見込額なし
合計	67億5,345万円	70億1,919万円	△2億6,574万円	

○計算式の特定財源などの内訳（指標の分子から除くことができる額）

項目	25年度決算	24年度決算	増減	主な内容など
充当可能基金(貯金)	17億5,896万円	16億2,700万円	1億3,196万円	公営企業分を除く基金現在高
特定財源	—	—	—	
基準財政需要額算入見込額	55億3,624万円	54億7,580万円	6,044万円	現制度による試算
その他	—	—	—	
合計	72億9,520万円	71億 280万円	1億9,240万円	

○計算式の標準財政規模から基準財政需要額算入額を控除した額（指標の分母の額）

項目	25年度決算	24年度決算	増減
標準財政規模①	24億3,523万円	24億 256万円	3,267万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額②	5億5,444万円	5億3,930万円	1,514万円
計 ①－②	18億8,079万円	18億6,326万円	1,753万円

## 【考察】

昨年度に引き続き算定数値なし（マイナス算定）となりました。これは、将来負担比率を算出する計算式において、分子要因算定上の地方債残高など将来負担額を基金など充当可能財源が上回ったことによります。

まず、分子要因の将来負担額のうち、退職手当負担見込額が若干増額となった以外、地方債残高、債務負担や水道、下水道事業における公営企業債残高に対する一般会計負担額などが大幅に減少したことに対し、分母要因のうち、基準財政需要額算入見込額の減少はあるものの、財政調整基金の積み増しなどにより、充当可能基金が1億円を超える増額となり、負担額と控除額の差し引きでマイナス算定（健全）となったものです。

しかし、その一方で、一般会計における地方債残高は過疎債を中心に今後増加して行くことが予想されます。さらに、過去数年度にわたり利子負担軽減と地方債残高減少を目的に実施してきた高利債の繰上償還も、償還対象の減少により効果が薄れてくることを念頭に、以降、起債発行と繰上償還のバランスを考慮し実施していく必要があります。また、将来負担すべき額が一般会計歳入の約2年分の67億円を超えていることや、計算上比率を下げる要因である基金残高も今後どのように増減していくのか見込めないことに加え、下水道などの公営企業に係る起債残高が急激に減少する見込みがなく、老朽管の更新も視野に入れる必要があることから、現時点で財政運営を楽観視してはいけない状況です。さらには、村財源の約50%を占める地方交付税も今後増加していく要因が見えないことから、比率が上昇する要因となる部分を中心に、国全体の財政状況にも注視していく必要があります。